

2023年3月1日

お客さま各位

「でんさいネットサービス利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、でんさいネットサービスをご契約いただくにあたり、債務者利用については当座預金のお取引を前提としておりましたが、今般これを廃止し普通預金でのお取引を可能といたしました。

今後も、お客さまにとってより良い環境を整えてまいりますので、一層のご愛顧をお願い申し上げます。

※債務者利用とは、でんさいの発生（手形でいう振出）を可能とするご利用を意味します。

でんさいネットサービスにおいて債務者利用をご希望の場合は、当金庫所定の審査がございます。

記

1. 改定となる規定

- ・でんさいネットサービス利用規定

2. 主な改定内容

- ・第2条（利用資格）における当座勘定預金取引
- ・第15条（決済口座）における債務者利用の際の当座預金口座ご利用

※ 改定の詳細は、次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

3. 改定日

2023年4月3日（月）

以上

<本件についてのお問合せ>

事務サポート部  0120-60-3055 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日は除く)

巣鴨信用金庫

Copyright©2021The Sugamo Shinkin Bank

でんさいネットサービス利用規定 新旧対照表

2023年4月3日

新	旧
<p>第2条 (利用資格)</p> <p>利用申込者または<u>お客さま</u>は業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件を全て満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。</p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一、当金庫所定のパーソナルコンピューター等の端末機（以下「端末」といいます。）を利用できる環境があり、当金庫と事業者用インターネットバンキングサービス（以下「事業者用 IB サービス」といいます。）の契約を締結していること。</p> <p>二、当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること。</p> <p>三、当金庫との取引が1年以上あること。</p>	<p>第2条 (利用資格)</p> <p>利用申込者または<u>お客様</u>は業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件を全て満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。</p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一、当金庫所定のパーソナルコンピューター等の端末機（以下「端末」といいます。）を利用できる環境があり、当金庫と事業者用インターネットバンキングサービス（以下「事業者用 IB サービス」といいます。）の契約を締結していること。</p> <p>二、当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること。</p> <p>三、当金庫との取引が1年以上あり、かつ当座勘定預金取引がある、または本サービス利用までに当座勘定預金取引を開始できること。</p>
<p>第15条 (決済口座)</p> <p>1. <u>お客さま</u>は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出でください。</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。</p>	<p>第15条 (決済口座)</p> <p>1. <u>お客様</u>は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出でください。</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</p>
以下省略	以下省略